

	公的研究費等不正防止規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	--------------	---------------

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公的研究費の管理・運用について必要な事項を定めることにより、公益財団法人東洋食品研究所（以下、「当法人」と言う。）及び、当法人に所属する常勤職員（以下、「職員」と言う。）が研究費の管理及び運用を適正に行う事を目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、各省庁の競争的資金、各省庁が所管する独立行政法人から交付される競争的資金、各省庁の公募型の研究資金、各省庁が所管する独立行政法人及び地方公共団体から交付される公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費の管理・運用について、各省庁、各省庁が所管する独立行政法人又は地方公共団体に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

第2章 責務

(法人の責務)

第4条 当法人は、当法人又は職員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、関係法令及び法人の規定等に従って法人としての公的研究費の管理・運用を行う責任を果たすものとする。

(職員の責任)

第5条 職員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規定を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 職員は、公的研究費の管理・運用に関する責任を果たす事を、文書により代表理事に誓約しなければならない。

第3章 責任者

(最高管理責任者)

第6条 代表理事は法人の公的研究費に関する管理・運用について、最高管理責任者として総括する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運用に関する計画の策定及び推進並びに進捗管理及び報告について全責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第7条 研究部長は、法人の公的研究費の管理・運用について、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐する。

2 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運用を統括するとともに、法人の公的研究費の管理・運用が正確に処理されるよう努めなければならない。

(部局責任者)

第8条 部局責任者は、総務部長とする。

2 部局責任者は、公的研究費の適正な執行確保に努めなければならない。

3 部局責任者は、公的研究費の管理事務の内、特に重要な事項については事前に最高管理責任者の承認を得るものとする。

	公的研究費等不正防止規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	--------------	---------------

第4章 行動規範・研修・相談

(行動規範)

第9条 職員は、研究費が公的資金であり、法人による公正な管理が必要であるという状況を認識し、関係法令及び法人の諸規程等に基づき、適切に対処するものとする。

(研修)

第10条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、職員に公的研究費の管理・運用に関する研修を実施させなければならない。

2 公的研究費の管理・運用に携わる職員は、定期的な研修を受けなければならない。

(相談窓口)

第11条 公的研究費の管理・運用に関する相談窓口を、総務部に設置する。

2 機関内外から公的研究費の管理・運用に関して相談を受けた場合、総務部は関係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

第5章 不正防止

(不正の防止に対する責任)

第12条 最高管理責任者は、当法人における公的研究費の管理・運用に係る不正の発生の防止に努めなければならない。

2 統括管理責任者は部局責任者と共に、当法人における公的研究費の管理・運用に係る不正の要因を把握・分析の上、不正防止を推進し、その進捗状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止推進部署)

第13条 不正防止に関する事務局を総務部に設置する。

(物品の発注と検収)

第14条 公的研究費による発注並びに検収は、当法人の「承認規程」及び「購入品発注業務手順書」を適用する。

(出張)

第15条 公的研究費による出張は、法人の「旅費規定」を適用する。

(執行管理)

第16条 職員は、研究計画書等に則った適正な時期及び研究計画書等に定める目的、目標、方法等に即して行うとともに、執行状況について把握・管理に努める。

(罰則)

第17条 不正行為あるいは不正使用を行った者及び不正に係わった者にはその情状により、「職員就業規則」に基づき、厳正に対処するものとする。

(不正を行った業者への対応)

第18条 公的研究費の不正使用に関与した業者は、取引停止等の処分とする。

(内部監査と監査)

第19条 公的研究費の適正な管理の為「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、モニタリング及び内部監査と特別監査を実施する。

2 内部監査・特別監査は別に定める「内部監査規定」による。

(使用に関するルールの相談窓口)

第20条 公的研究費等の使用に関するルール等について、総務部に相談を受ける相談窓口を設置する。

(通報窓口の設置及び調査の要否)

第21条 公的研究費の不正に関する通報を機関内外から受け付ける為、総務部に通報窓口を設置する。

2 総務部は、通報を受けた場合に最高管理責任者及び統括管理責任者へ直ちに報告する。統括管理責任者は、受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断し最高管理責任者へ報告する。

3. 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針調査対象及び方法について配分機関に報告、協議する。

(調査委員会の設置及び調査・認定)

第22条 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合、調査委員長（以下「委員長」と言う。）として調査委員会（以下「委員会」と言う。）を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等）を実施するものとする。

2 調査委員会は5名で構成し、内、当法人に属さない外部有識者（以下「外部委員」と言う。）を過半数以上含むこととする。

3 調査委員会のメンバーは、委員長が任命するものとする。

4 外部委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 委員長は、必要に応じ調査対象者に対し、調査対象制度の研究活動停止及び研究資料の提出を命ずることができるものとする。

6 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し理事会及び配分機関へ報告すると共に公開するものとする。

7 委員会は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を理事会及び配分機関へ提出し、公開するものとする。

8 期限までに調査が完了しない場合又は、最高管理責任者及び配分機関からの求めにより、調査の進捗状況及び調査の中間報告を提出するものとする。調査過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し理事会及び配分機関へ報告すると共に公開する。

9 正当な事由がなく、当該事案に係る理事会及び配分機関等からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなくてはならない。

10 委員会の調査結果により不正があると判断された場合は、速やかに是正処置及び再発防止措置をとらなければならない。

11 通報者について、最高管理責任者はその保護に配慮しなければならない。

(誓約書の提出)

第23条 当研究所の職員及び派遣社員・業務委託者に対し誓約書の提出を求める。

2 常時取引のある取引業者に対して誓約書の提出を求める。

第6章 雑則

(情報の公開)

第24条 法人は公的研究費の管理・運用に関する情報のうち、本規定の他、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 公的研究費に係わる課題名等の基本情報
- (2) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

	公的研究費等不正防止規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	--------------	---------------

(その他)

第25条 この規定に定めのない意志決定については、法人の諸規程を適用する。

2 この規定の改廃は代表理事の決議を経て行うものとする。

附則 この規定は 平成24年 8月31日から施行する。

平成26年11月28日 改定

平成28年 2月26日 改定